

市民のみなさんが身近に芸術文化に触れられる拠点施設として、竣工以来46年間、変わらず親しまれてきた三鷹市公会堂と、打ち合わせや講習会などに広くみなさんに利用されてきた公会堂別館の整備事業が、いよいよ12月から始まります。

◆事業の概要

公会堂(昭和40(1965)年11月建設)と公会堂別館(昭和42(1967)年2月建設)の老朽化に伴って、市では平成19年から劣化・耐震診断やリニューアル整備について、さまざまな調査・検討を進めてきました。

その結果、公会堂は、建物の耐震補強と長寿命化の観点から、リニューアルによる整備、一方、公会堂別館は、バリアフリーへの対応など機能面向上の観点から、建て替えが望ましいと判断し、平成21年7月に「公会堂等の整備に関する基本方針」を策定しました。

その後の基本設計や実施設計を経て、いよいよこの12月から平成25年1月の竣工を目指して、整備工事を行うことになりました。

◆整備の方針

安全で快適、そして耐久性のある施設を、最小のコストで整備します。

◇バリアフリー化の推進

公会堂別館に、エレベーターや公会堂とをつなぐデッキを設置して、バリアフリー化を実現します。

◇施設の機能や利便性の向上

雑木林に隣接する緑に恵まれた公会堂別館2階は、軽飲食も提供できるサロン空間として整備します。3・4階の会議室にはさらなる遮音性と磁気ループ(※)を導入して、施設としての機能向上を図ります。

公会堂の正面にはエスカレーターを、そしてホール内には磁気ループ(※)を導入して、利便性の向上を図ります。
※難聴者の「聞こえ」をサポートするシステム



三鷹市公会堂が生まれ変わります！

—「文化の薫り高い三鷹」の実現と市民サービスの向上を目指して、三鷹市公会堂と公会堂別館を整備します—

◇環境に配慮した施設整備

公会堂別館に省エネルギー設備を導入し、屋上緑化による環境改善を行うことで、環境への負荷が少ない施設整備を推進します。

◇文化活動の活性化

公会堂に快適さと省エネ効果を兼ね備えた空調システムを導入することで、芸術文化の発信地としてみなさんに満足いただける施設づくりを目指します。

◇経済性に配慮した事業の推進

国庫補助金を積極的に活用することで、将来の財政負担を軽減し、財政の健全性にも配慮した整備事業を推進します。

◆工事の概要

◇三鷹市公会堂 リニューアル工事

耐震補強工事、エスカレーターの設置、客席と天井の改修、空調と電気設備の更新、内壁と外壁の改修など。

◇公会堂別館 建て替え工事

構造：鉄筋コンクリート造り地上4階建て
延床面積：1,815・508㎡
1階：管理事務所、エントランスホールなど
2階：飲食スペース、多目的会議室など
3・4階：会議室(3階に防音会議室設置)
その他：「だれでもトイレ」とエレベーターの設置、外構の整備、屋上緑化、真空複層ガラスの導入など。

工事期間：平成23年12月～平成25年1月
※工事の進捗状況によっては、期間が延長されることもあります。なお、工事期間中は管理事務所窓口(公会堂地下1階)も閉鎖されます。

☎コミュニケーション文化課 内線2515

公会堂側駐車場の使用を停止します

三鷹市公会堂の改修工事などに伴って、12月1日(木)から、市民センター内の公会堂側駐車場の使用ができなくなります。

工事期間中は、市役所東側の三鷹市暫定管理地(東京多摩青果跡地)の臨時駐車場が利用できますが、混雑が予想されますので、市民センターお越しの際は公共交通機関などをご利用ください。

☎契約管理課 内線2253

市税の納付忘れに電話での呼び掛けを行っています

市では電話で納税の呼び掛けを行う「三鷹市納税推進センター」を開設し、管理者と専門のオペレーターが、納期が過ぎても納付の確認がとれない方に、納付忘れの税目、期別、税額などをお伝えし、納付のお願いをしています。

対象となる市税は、市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税です。

◆開設期間 毎週水～土曜日(一部祝日などを除く)

◆開設時間 水・土曜日=午前9時～午後5時、
木・金曜日=午後1時～7時30分

※金融機関や口座を指定し、振り込みを指示するような案内は行いません。不審な場合は納税課へご連絡ください。

☎同課 内線2413



市内の空間放射線量測定結果

雨水による放射性物質の集積状況を確認するため、雨どいの下や排水口、水たまりのしやすい場所などの調査も加えて実施しました。市の測定結果が毎時0.20マイクロシーベルト以上の場所は、洗浄などの作業を行っています。市ホームページで、同じ施設の異なる場所・地上5cm地点の結果など、くわしい測定結果をお知らせしています。トップページ「東日本大震災関連情報」からご覧ください。

☎環境政策課 内線2523

※単位は「毎時マイクロシーベルト」 ※特に記載のないものは、校庭など各施設の中心部で測定

測定日	施設	地上1m	測定日	施設	地上1m	
10月28・31日	市民センター	第二庁舎西側	0.07	11月8日	中原小	0.09
		第三庁舎西側	0.10		五中	0.07
		公会堂南西側	0.09		一小	0.07
		公会堂別館西側	0.07		六中	0.05
		サンクンガーデン	0.06		北野小	0.07
		南側入り口	0.06	高山小	0.06	
		職員通用口	0.07	三小	0.07	
		福祉会館入口東側	0.09	四小	0.08	
		第一体育館南東側	0.09	六小	0.07	
		第二体育館南東側	0.08	一中	0.06	
	時計台下花壇	0.10	11月11日	井口小	0.07	
11月1日	二小	0.09	二小	0.06		
	五小	0.07	ちどりこども園	0.06		
	南浦小	0.07	あけぼの保育園	0.09		
	東台小	0.07	中央保育園	0.12		
	羽沢小	0.06	三鷹台保育園	0.06		
	堀合児童公園	0.07	東部下水処理場	0.05		
11月7日	三小	0.07	正門付近	0.10		
	四小	0.07	環境センター正門付近	0.10		
	七小	0.07	大沢台小	0.07		
			七中	0.06		

〈そのほかの市内放射性物質測定結果〉

採取日	場所	対象	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
10月17日	環境センター	主灰(注1)	不検出	106	139
		飛灰(注2)	不検出	1210	1690
11月1日	上連雀浄水所	水道水(注3)	不検出	不検出	不検出
	三鷹新川浄水所	水道水(注3)	不検出	不検出	不検出

(注1)主灰とは、燃やしたごみの燃えがらで、焼却炉から排出される灰のことです。

(注2)飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集したダスト(ばいじん)のことです。

(注3)水道水は、各浄水所の出口で採取した水道水です。

※「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満であることを示します。くわしくは、市ホームページの各検査結果をご覧ください。

☎環境センター ☎0422-43-0894、水道部工務課 ☎内線3433

◆洗浄などを行った場所

※()内は洗浄後の測定値

測定場所	地上5cm	測定場所	地上5cm
第三庁舎西側	0.20(0.11)	中原小(体育館角雨水合流ます)	0.21(0.13)
公会堂南西側	0.23(0.12)	五中(北校舎裏残土置場)	0.41(0.07)
五小(校舎西裏雨どい溜り)	0.23(0.11)		



- 毎時マイクロシーベルトとは、放射線が人体に与える影響を1時間当たりで表す単位です。
- 1マイクロシーベルトとは、1シーベルトの100万分の1を表す単位です。
- ベクレルとは、放射線を放つ放射能の量であり、放射能の強さを表す単位です。